



2025年9月4日

各 位

会 社 名 PHC ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 出口 恭子
(コード：6523、東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部 上席部長 木村 正志
(TEL. 03-5408-7280)

連結子会社の事業譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ

PHCホールディングス株式会社（以下「当社」）は、2025年9月4日（日本時間）、当社の連結子会社 Ascensia Diabetes Care Holdings AG（本社：スイス バーゼル、以下「アセンシア」）が事業展開する持続血糖測定（CGM）システム Eversense の販売事業をSenseonics Holdings, Inc.（ニューヨーク証券取引所証券コード：SENS、以下「Senseonics社」）に譲渡することに関する基本合意書を締結することについて、取締役会にて決議致しましたので、お知らせいたします。なお、事業譲渡契約については未締結であり、諸条件についても協議中です。事業譲渡契約を締結しましたら速やかにお知らせします。

記

1. 本事業譲渡の理由

当社は昨年秋、中期経営計画2027を公表し、収益基盤強化、投資効率向上を目的とした構造改革、ポートフォリオ管理強化を掲げ、事業ごとの成長性とROICを基準にポートフォリオの位置付けを明確化し投資効率を高めていくことで、収益性改善と効率的な事業運営の実現に取り組んでいます。

アセンシアは2020年にSenseonics社と独占販売契約を締結し、CGMシステム Eversenseを米国および欧州で展開してきました。2024年10月には世界初で唯一の1年間使用可能な「Eversense 365」を米国で上市し、使用期間の長さや測定精度、着脱可能なトランスミッター等の優位性を基に、成長を実現してきました。

一方で、今後の更なる成長のためには継続的な投資が必要であり、投資効率の観点から検証を行った結果、Eversense 販売事業をSenseonics社に譲渡し、開発、製造から販売まで一貫した体制とすることが当社及び同事業にとって最適であるとの判断に至りました。

2. 本事業譲渡の概要

(1) 譲渡事業の内容

CGMシステム Eversense の販売事業

(2) 譲渡事業の経営成績（2025年3月期）

売上	30.6億円
営業利益	△90.0億円

上記数字は、2025年3月期のCGM事業全体の数字であり、監査法人による監査を受けておりません。今後、事業譲渡契約において譲渡対象の詳細が確定することで変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

(3) 譲渡事業における資産、負債の項目及び金額
現時点では未定です。

(4) 譲渡価額及び決済方法
現時点では未定です。

3. 譲渡先の概要

(1) 名 称	Senseonics Holdings, Inc.	
(2) 所 在 地	20451 Seneca Meadows Parkway Germantown, MD 20876-7005 USA	
(3) 代表者の役職・氏名	Timothy T. Goodnow, PhD President and CEO	
(4) 事業内容	糖尿病を持つ人々の生活向上に貢献する、独自の長期間装着可能な皮下埋め込み型持続血糖測定システムの開発・製造	
(5) 設立年月日	2015年12月4日	
(6) 純 資 産	94,720,000ドル	
(7) 総 資 産	150,274,000ドル	
(8) 大株主及び持ち株比率	PHCホールディングス株式会社: 9.67% ロバート・J・スミス関連企業: 6.14%	
(9) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	上記の通り、株式及び新株予約権を通じて9.67%を保有しております
	人的関係	当社及びアセンシアから取締役を計2名派遣しております
	取引関係	アセンシアは独占販売契約を締結しSenseonics社製品の販売を行っております
	関連当事者への該当状況	Senseonics Holdings, Inc. は当社の関連会社であり、関連当事者に該当します

4. 日程

(1) 基本合意書締結	2025年9月4日
(2) 事業譲渡契約書締結	2025年10月31日 (予定)
(3) 事業譲渡完了	2026年1月1日 (予定)

5. 今後の見通し

本件による当社グループの連結業績への影響は現在精査中ですが、昨年度の当該事業の経営成績は上述の通りであり、昨年度の実績を基にした場合には収益性は改善する見込みです。事業譲渡を正式に決定した後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

なお、本件に伴い、糖尿病マネジメントセグメントにおいてのれんの減損兆候があると判断される可能性があり、その場合には減損テストを行い、減損の必要性について判断する必要があります。こちらについても公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上